





日文 701598316

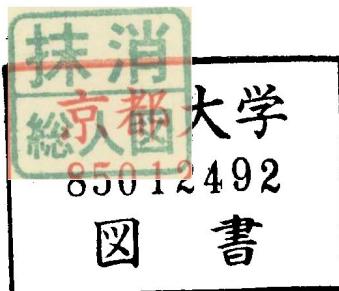
133333

# 中国古典文学大系 2

平凡社

## 春秋左氏伝

竹内照夫 訳



## 訳者紹介

たけうちてるお  
竹内照夫 1910年東京生れ。1982年没。東京大学文学部卒業。専攻 中国哲学。主著『仁の古義の研究』『韓非子注解』・『礼記注解』(以上明治書院)『春秋左氏伝注解』(集英社)

## 中国古典文学大系 全60巻

春秋左氏伝

第2巻

1968年9月5日 初版第1刷発行  
1983年6月15日 初版第13刷発行

定価 2,500円

訳者 竹内照夫

東京都千代田区三番町5番地  
発行者 下中邦彦

郵便番号 102  
発行所 東京都千代田区  
三番町5番地 株式会社 平凡社  
振替・東京8-29639

不良本のお取扱いは直接読者サービス係まで  
お送り下さい(送料は小社で負担します)。 印刷 東洋印刷株式会社  
印本 株式会社 石津製本所

© 株式会社 平凡社 1968 Printed in Japan

成<sup>ス</sup>公 (在位 前<sup>59</sup>—<sup>54</sup>)

襄<sup>ジヤウ</sup>公 (在位 前<sup>54</sup>—<sup>50</sup>)

昭<sup>ショウ</sup>公 (在位 前<sup>50</sup>—<sup>40</sup>)

定<sup>ヂヤウ</sup>公 (在位 前<sup>40</sup>—<sup>35</sup>)

哀<sup>ア</sup>公 (在位 前<sup>35</sup>—<sup>33</sup>)

桓<sup>カク</sup>公 (在位 前<sup>33</sup>—<sup>32</sup>)

莊<sup>ザウ</sup>公 (在位 前<sup>32</sup>—<sup>30</sup>)

閔<sup>ミン</sup>公 (在位 前<sup>30</sup>—<sup>28</sup>)

僖<sup>キ</sup>公 (在位 前<sup>28</sup>—<sup>26</sup>)

文<sup>ムニ</sup>公 (在位 前<sup>26</sup>—<sup>25</sup>)

宣<sup>スン</sup>公 (在位 前<sup>25</sup>—<sup>21</sup>)

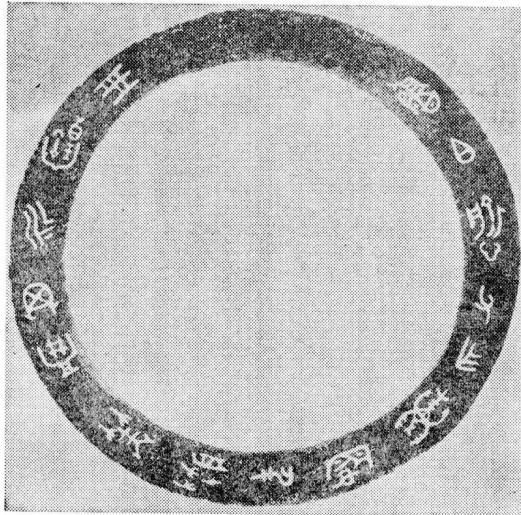
春秋時代の王室と諸侯の世系表  
地図解説

春しゆん  
秋じゅう  
左さ  
氏し  
伝でん

竹内照夫\*訳



いん  
隱 公<sup>(ゆう)</sup> (在位前十三—十七)



魯の金文（魯伯愈……とある）

わが（魯の）惠公の初めの夫人は孟子<sup>(もんし)</sup>とよばれる人であつたが、これが亡くなつてしまらぬの間、声子<sup>(せいし)</sup>が跡を継いで隱公を生んだ。ところが宋の武公に仲子<sup>(あねこ)</sup>といふめがあり、生まれつき魯の字のすじが手に

出ていたので、武公は、「魯の奥方になるのだ」<sup>(ゆう)</sup>と言つておった。だからやがて仲子がついで来て、桓公を生んだが、（まだ幼いのに）惠公は亡くなつた。  
こうしたわけで（惠公のあとに）隱公が立ち、桓公を守り育てるこ<sup>(ゆう)</sup>とにいた。

- 注 一 隱公 名は息姑<sup>(ききよ)</sup>。隱公とは謚号（おくりな）で、死後に定められる。惠公、武公などすべてこの類。なお魯君は侯爵であるが、爵位にかかわらず謚号では某公<sup>(もし)</sup>と称せられることが多い。  
二 惠公 名は弗溝<sup>(ふくわ)</sup>。魯は周の武王の弟たる周公旦を始祖とし、姫姓。惠公は第十四世。  
三 孟子 孟とは長男と長女をさし、子は生家の姓をさす。子姓の本家は宋の公室であるから、孟子とは宋公の長女という意味であるが、女性の名はめったに公表されないので、孟子とか仲子（宋公の次女）とかの呼称がこの公女たちの通称としても用いられた。  
四 声子 声子は謚号で、正夫人ではないが隱公の生母だから謚号を示した。この人は、孟子が嫁して来た際に妹ふんとして付き添つて來たもので、子は生家（宋の公室またはその一族）の姓をさす。  
五 仲子 最初の夫人たる孟子の妹であろう。ただし史記によれば、仲子は隱公にとついて來たのを惠公が横取つて夫人にした、という。  
六 魯の字のすじが手に出でていた…… 国名の魯の字は、もと國で、その古形は圓の類であったから、手のすじにもありそうである。  
七 隱公が立ち、桓公を守り育てる…… 隱公は正夫人たる仲子の生んだ桓公を重んじ、これが成長するまで暫定的に即位したもので、攝政のつもりでいた、と左伝は解している。なお以上の一段は左伝の文であり、隱公の世の記録についての前書きになつてゐる。

○元年、春、王（周朝の君）の正月。

○三月、公が邾の儀父と度で盟われた。

○夏、五月、鄭伯が段に弑で克つた。

○秋、七月、天王（周王）が宰咺をつかわし、惠公と仲子との賜を贈

らしめられた。

○九月、宋の人と宿で盟つた。

○冬、十有二月、祭伯が来た。

○公子益師が卒した。

元年、春、王の正月とのみあって、即位を書かないのは、摄政だからである。

三月、公が邾の儀父と盟われたとは、邾子（邾の子爵、名は）克のことである。（この人は亡父の跡を継いだばかりで）まだ襲爵の王命を受けていなかつたから邾子と書かない。儀父（字を）称したのは貴んでのこと。わが公は今あらたに立つたので、まず邾に誼を求めるうとして（魯の国内の）蔑で盟約されたのである。

夏、四月、費伯が軍をさしつけて郎に城いたが、公命でないから書かない。

（夏に鄭伯が郷で克つたといふのは、次のようにある。）はじめ鄭の武公が申から公女をめどつた。武姜（武の母）とよばれ、莊公と共に叔段を生んだ。莊公は寤生（逆産）であつて夫人をひどい目にあわせたため、名も寤生とつけていつまでも憎んでおり、弟の共叔段の方をかわいがり、これを世継に立てたいものと、しばしば武公にせがんだが、公は許さなかつた。

やがて莊公が位に即いてから武姜は段のために制の邑（まち）を求めた。公は、

「制は要害の地にして、むかし虢叔がここで（要害を頼んで乱を起して）命を落とした例もござります。ほかの邑ならば任せのままに計らひましょう」

と答えた。それではと京を求めたので、そこに住まわせた。人々は段を京城の大叔（盛んな弟君）とよんだ。（大夫の）祭仲が公に申し述べた。

「地方の都城が百姓の大きさを越えますのは國の害でございます。先王（古代聖賢の諸王）のおきてに、地方の都は、大きくとも国都の三分の一を越えず、中は五分の一、小は九分の一とあります。いま京の大きさは度をはずれ、おきてに背きます。やがては君のご迷惑に相なりましよう」

「しかし母上のお望みだ。國の害でもいたし方がない」

「母君はもつもつとお望みになりましよう。早めにしまつなざるのがようございます。はびこらせてはいけませぬ。手に負えなくなってしまします。草さえ、はびこっては取り除きかねますものを、ましてや時めく弟君のおんことゆえ」

「不義がつのればきっと自滅するものだ。しばらく待つてみたまえ」

そのうちに大叔は、鄭の西境と北境の地方に手をまわして、莊公と自分とに二股をかけさせた。公子呂が公に申し述べた。

「民に二股をかけられては國が持てませぬ。わが君にはどう考えておられるのです？ 大叔におゆずりならばあちらに仕えたく存じます。もしおゆずりでないのならば、かたづけていただきとう存じます。民の心を惑わせてはいけませぬ」

「こちらから手を出すことはない。今に自分で穴を掘るよ」

大叔は調子に乗り、二股の地方を取り込んで私領とし、廩延の邑にまで手を伸ばした。子封（国）が申し述べた。

「もういいでしょ。これ以上領地を増せば人民がどつと味方いたし

ますよ」

しかし公は答えた、

「いや、あれは、義に背き人に親しめない男だから、領地が大きくなれば、かえって崩れやすいだろう」

大叔は防備を整え、軍勢をかり集め、武具兵器の手入れをし、戦車と歩兵の隊伍を作り、今や都を襲おうとする。都から姜氏が手引きをすることになっている。公は、その期日を聞き知るやいなや、「それよしひ」とばかり子封に命じて戦車二百をひきい京を伐たせた。京の人々は大叔段に背き、段は出て郷の邑に逃げ込む。公は乗り出してこれを伐ち、五月辛丑（の日）大叔は共の國へと出奔した。

さて（経て）、鄭伯が段に郷で克った、と書いたわけは、段が弟の道に背いたから弟といわず、あたかも國に二君があつて争つたかのようだから「克つた」（やつと勝つことができた、という氣持も）といい、また「鄭伯が」と明記してかれが弟のしつけを誤つたことを責める。これ（この筆法）を「鄭志」（すべては鄭伯の腹から出たことだ、と読み取らせる筆法）と称する。また段を「出奔した」と書かないのは、（こうした罪人がうまうま出奔するとは）至つてむずかしいことだ、という戒めである。

さてこのあとで荘公は、姜氏を城頸に住まわせ、  
「黄泉にゆくまでは（この世では）、お目にかかりますまい」

と言ひ切つたが、やがてのことにつれを悔いた。  
するとここに頬考叔といふ者がおり、頬谷の封人（関守）であつたが、公のうわさを聞くと、物を獻上するとして公の所に参つた。公がねぎらつてこれに食事を賜つたところ、肉には箸をつけずにすませた。公がそのわけを訊くと、答えて申すには、

「わたくしめに母がございまして、いつも二人は同じ物を食つており

ますが、君の召し上がる肉汁はまだいただいたことがありませぬええ、どうかこれは母へのみやげにさせてくださいませ」

「そうか。お前にはまだ母があつて、みやげを持ってゆけるのだな。ああ、このわたしにはないのだ」

「恐れながら（母君は城頸におられますのにないとは）どうしたわけですか？」

そこで公はわけを話し、付け加えて、悔いておると告げた。すると頬考叔が答えて、

「何のご心配がありますものか。母君の宮のそばの地を掘つて泉にとどきましたなら、その隧道でお会いなさいませ。たれも、君が誓いを破られた、とは申しますまい」

公はそのことばに従つた。そして隧道に入つて歌つた、

大いなる隧道のうち

その楽しさは なごやかに

すると姜氏は宮から出て来て、歌つた、

大いなる隧道のそと

その楽しさは のびやかに

こうしてもともとの母と子の仲に戻つた。君子が（この話を評して）言ふには、

「頬考叔は全くの孝行ものよ。わが母を愛してそれを荘公に及ぼしたわけだ。詩に、

ああ孝子（その心）乏しからねば

とこしえに いましの友に恵むなり

とあるのは、このことであるうよ」

秋、七月、天王が宰(使者)の畠をつかわし畠を贈らしめられたとは、(惠公のために)時が遅れおり、子氏(仲子)はまだ現存で(これに畠を贈るのは早過ぎるのであるから、(そうした手ぬかりを責めて)使者の本名(畠)を書いてある。<sup>(注10)</sup>すべて、天子が崩ずると七ヶ月で葬るが、それまでに車軌を同じくする國々からことごとく代表が集まる。諸侯は五

ヶ月で、それまでに同盟の國々から代表が集まる。大夫は三ヶ月で、(外国からも関係の深い)同位の人々が集まる。士は翌月に葬るが、(親族と)外戚が集まる。死者に物を献げるのに戸(葬式まで)<sup>(注11)</sup>の間にせず、

遺族に弔問をするのに悲哀の深い間にせず、また(現存の人に対しても)あらかじめ凶礼を行なつておくなどのことは、みな失礼である。

八月、紀の人が夷を伐つたが、夷から告げてこなかったので書いてない。また秋に誓(いなごの一種)が出たが、災害に至らなかつたので、これも書いてない。

惠公の世の末に宋と戦いその軍を黄で破つたが、公が立つてから和議を申し入れた。九月に宋の人と宿で盟つた、とあるのは、これでやつと仲直りができたもの。(宿は魯と宋の中間の小国。)

冬、十月庚申、惠公を改葬したが、公がこれに臨まなかつたので書かない。惠公の薨去の際は宋との戦もあり、太子(桓公)が幼くもあつたため、葬礼が手軽にすまされてあつたから、今になつてやり直した。衛侯が来て会葬したが、わが公と会わなかつたので(衛侯の来たことが)書いてない。

鄭の共叔(大叔段)の乱に(段に味方をした)公孫滑が衛に出奔し、衛の人はこれを助けて鄭を伐ち廩延<sup>(ひえん)</sup>を取つたので、鄭の人は王の軍と號<sup>(ひこ)</sup>黃泉<sup>(きの)</sup>死者のゆく地下の國にあると伝えられる泉。

の軍とを借り、これをひきいて衛の南境を伐ち、郷にも軍を譲うた。そこで郷子は使者をわが國によこし、私(非公<sup>ご</sup>)に公子豫を通じて助力を請うた。豫が公に加勢を申し出たけれど公は許さない。それでも豫は強つて軍をひきいて出かけ、郷の人・鄭の人と翼で同盟した。このことを書かないのは公命でないからである。

この冬、新たに(国都の)南門を作つた。書かないのは、これも公命でないから。

十二月、祭伯が来た、とあるのは、王命ではないというのである。

(王命ならば、天王が祭伯をつかわされた、と書く。)

衆父(公子益師)が卒去したが、公が小斂に立ち会わなかつたので、日付しない。

### 注

一 贈 死者に対する贈り物で、多くは車馬。

二 郡に誰を求めるようとして、郡は郷ともいい、魯の附庸(保護国)であり、離反させないように注意する必要があった。

三 郎に城いたが、費伯は魯の大夫で、郎はその居邑(邑は都市)。城(きずく)とは都市の周囲に城壁をつくること。

四 武姜 武は大の諱号、姜は生家たる申の公室の姓。これをあわせて諸侯夫人の呼称の一法とする。

五 痞生 痞生とは牺牲で、逆産・さかこ。異説もある。

六 虢叔 虢叔は周朝初期の王族で虢に封ぜられた人。その反乱の事は未詳。

七 百雉 このころ都会は一般に邑とよび、大邑は特に都と称した。雉とは都邑の城壁の大きさを計る単位で、高さ一丈(周代では二・二五メートル)、長さ三丈をいう。

八 黄泉 死者のゆく地下の國にあると伝えられる泉。ああ孝子……恵むなり『詩經』の大雅の既醉篇の句であるが、その原

文中の意味とこの引用のそれとは同じでない。こうした例は左伝中に多く、いわゆる「断章取義」（原文から章句を断ち切って、適当な意味をつけて引用すること）である。

使者の本名（垣）を書いてある。事件の関係者を懲罰するために本名を書く場合がある。とは三伝ともに説く。なおこの宰は使い番の意。

二 車軌を同じくする国々 原文には同軌華至とある。軌とは車軸の長さ（両輪の間隔）で、同軌の国々とは文化様式を同じくする国々、すなわち周王治下の國々をいう。

三 「（葬式まで）の間」尸とは死者の遺体で、これがまだ家に安置されている期間を、尸の間といいう。

三 小斂 尸の間に、遺体の衣服を換える儀式が二度ある。初を小斂、後を大斂という。

四 日付しない 事件に日付があるのと、月または春夏秋冬の時だけしか付けてないとでは、事件の重要性が異なる、という左伝の見解。公子益師の卒去に際し、君公が小斂に親臨しなかったから、記録上この卒去をやや粗略に扱って、その日付を省いた、というのである。

注

一 戎 当時中国の西北辺境地帯に拠った異民族で、多くの部族に分かれている。この文中のは周朝の諸侯として魯の近くに国を建てていた戎族。

二 向に入つた 春秋經文中で「入」といえば多くは武力による侵入をさす。

三 裂縫 公穀二伝では紀の履縫を作る。

四 伯姬 伯は良男・長女を指し、孟に類する。姪は魯の公室の姓。伯姪は、ここでは惠公の長女のよび名。

五 紀の子弟 公穀二伝では紀子伯に作る。

六 苛子 苛の子爵の妻。

七 向姜 実家の姓と國号の向とをあわせて夫人の呼称にしてある。

八 鄭伯 伯は良男・長女を指し、孟に類する。卿は第一級の臣で、諸侯が夫人をめどるには、卿が迎えに立つのがれであった。

春、公が戎と会わされたのは、恵公の世からの諒を重ねるため。この

おり戎は盟約を申し出たが公はことわられた。  
 苛子が向から公女をめどつたが、その向姜が苛に落ち着かず帰ってしまったので、この夏、苛の人人が向に入り姜氏を連れもどした。  
 司空（工部長官）の無駭が極に入つたのは、費夷父（費伯）の功によること。（かれが前年その居邑郎に城いて防備を固めておいたので、いま無駭はここを足場にして極の国に侵入することができた。）  
 戎がまた盟約を申し出たので、この秋に唐で盟い、ふたたび諒を厚くした。

九月、紀の裂縫が来て公女を迎えたのは、卿がその君のために夫人を迎えて来たものである。  
 冬、紀の子弟と苛子とが盟つたのは、紀がわが魯の利を計つてのこと。  
 鄭の人が衛を伐つたのは（前年の）公孫滑を責めてのこと。

○三年、春、王の二月己巳<sup>レ</sup>、日食があつた。

○三月庚戌、天王が崩ぜられた。

○夏、四月辛卯、君氏が卒した。

○秋、武氏の子が来て聘<sup>ホシニ</sup>を求めた。

○八月庚辰、宋公(名は)和が卒した。

○冬、十有二月、齊侯と鄭伯<sup>ホウ</sup>とが石門で盟つた。

○癸未<sup>モクメ</sup>、宋の穆公を葬つた。

三年、春、王の三月壬戌<sup>ジンギ</sup>、天王が亡くなられた。庚戌のことと告げて來たからそう書いた。

夏、君氏が卒したとは、(公の生母)声子のこと。これを諸侯に告げもせず、正寝<sup>セイイン</sup>で反哭<sup>(ハシ)</sup>する<sup>(ハシ)</sup>でもなく、姑の廟に合祀もせぬから、薨<sup>(ヒ)</sup>た)と書かず、夫人と称せず、従つて葬つたことをしるさず、姓を示さず、ただ公のゆかりのために君<sup>(クニ)</sup>と書いてある。

鄭の武公と莊公はともに平王の卿士(執政)であったが、王は虢公にその職を与えようとするので、莊公は王を恨んだ。そこで王は、「そんなことはせぬ」

と約束し、周と鄭の間に人質を取り交わして、王子狐が鄭に、公子忽が周に質となつた。しかし王が亡くなると周の人は虢公に執政の職を渡そうとしたので、この四月に鄭の祭足(仲)が軍をひきいて(周に入り)温<sup>(ヌル)</sup>の地方の麦を奪い、秋には成周<sup>(スル)</sup>の稻を奪い、それやこれやで周・鄭たがいに争うことになった。君子はこれを評して、

「約束が腹から出ないことは人質も役に立たないのだ。しんそこ同情しあつて約束し、それを礼儀で固めたなら、たれあつて水がさせようか。真心がこめられてさえいれば、谷間・沼地の柔らかな草、よもぎ、ふき、みずものたぐいの料理でも、盛るにはありあわせの竹箱、

鍋、足つき鍋などを用いても、また献げる水がそちらの池や雨のにわたりのものであつても、神々に供え王公にすすめることができる。ましてや君子たるもののが國と國との約束を扱い、礼儀だしく実行してゆくなら、その上どうして人質を用いよう。詩に、よもぎ摘み、ふき摘みの歌<sup>(ハチ)</sup>、まだ路のべのあし、むすぶ水の歌<sup>(ハシ)</sup>があつて、真心がこもつてさえいればという旨を明らかに示している」

武氏の子が来て聘を求めたとあるのは、まだ王の葬儀が行なわれていなかことを示している。

宋の穆公が病んで、大司馬(大將軍)の孔父を召し、殤<sup>(ハシ)</sup>公(公子与夷)のことと頼んで言つた、

「先君は子の与夷をさしおいて弟のわたしを立ててくださつた。そのお心は忘れられない。もしわたくしが大臣たちの助けにより五体満足に死ぬことができたなら、あの世で先君に、与夷はどうしておるとおたずねを被つたとき、さあ何と答え申そうか。どうか与夷を守り立てて社稷<sup>(サキ)</sup>を治めさせてくれたまえ。それで心残りなく死ねるのだ」「臣はみな(公子)馮<sup>(アキ)</sup>どのを守り立て申そうと願つておりますが」「それはいかぬ。先君はわたしを賢人と見て社稷を任せなさつた。もし有徳の人を捨てこれに位をゆずらずに、わが子に伝えるとしたら、先君のお引き立てをむだにしてしまう。とても賢人らしくふるまつたとはいってもらえない。先君の高徳を明らかに輝かせ申すように努めねばならんのだ。どうか先君のお計らいをむだにしないでくれたまえ」

そこで公子馮を国から出し鄭に住まわせたが、この八月庚辰に穆公は亡くなつて、殤公が即位した。君子が言うには、「宋の宣公は、よく人を見たことができる。穆公を立てたのでわが子がその跡を継いだ。それというのも義にかなつて事を裁いてお

いたからである。商頌に、

わが大君の み位は  
世々にただしく 受け継がれ  
よろずの幸ぞ ここに積もれる

とあるのは、のことであるうよ」

冬、齊と鄭とが盟ったのは（さきに結んだ）盧の盟約を温めたもの。

このおり、十二月庚戌、鄭伯の車が済水を渡ろうとして倒れた。

衛の莊公は齊の東宮得臣の妹をめとつた。莊姜とよばれ、美人だが

子がなかつた。衛の人「碩人」（おおらかの人）の詩を賦したのはこの

莊姜のためである。莊公はまた陳からもめとり、これは厲嬌とよばれて孝伯を生んだが、（この子は）早く死んだ。そして（厲嬌に付き添つて

きた）妹の戴嬌が桓公を生んだのを、莊姜がわが子として養つていた。

さてまた公子州吁は（莊公の）賤妻の腹にできた子だが、公にかわい

がられ、武張つたことばかり好むが、公はとめるせず、莊姜はきらつ

ていた。（大夫）石碏が公をいさめ、

「子を愛するなら正道を教え、不義に陥らないようにするもの」と聞

き及びます。驕奢淫佚（驕慢・奢侈・淫亂・安佚）は身を誤るものですが、

この四つが出てくるのは親の愛と養いが度を過ごすからでござります。

州吁さまを太子にしてようのお心ならば、もうお立てなさいませ。もし

しそうでもなくて、このままにしておかれますと、ご寵愛をかさにきて禍を起こされましょう。

そもそも、愛されて驕らず、驕りかけて自分を押え、押えていて不公平がなく、不公平を感じても何とかがまんする。これができる人は至つて少ないのです。のみならず、下位が上位を侵し、年下が年上を凌ぎ、

疎遠が近親を妨げ、新参が故参を抜き、小身が大身を押える、不義が正義を負かす、これを六逆と申します。そして、君は義にのつとり、臣は忠実に行ない、父は慈しみ、子は孝に、兄は愛し、弟は敬う、これを六順と申します。順に背き逆に従うのは災を招く道。人に君たるからには災をば去るに努めるのが当然でございますのに、かえつて招いて、それでよろしいでしょうか」

と申したが、公は聞き入れない。また石碏の子、（名は）厚が州吁と交わっているのを石碏はとめたが、言うことを聞かない。やがて桓公の世になると碏は隠居した。

### 注

一 賦 義式を助けるための金品。

二 正寢で反哭する 正寢は宮殿の正堂。哭は哭別で、葬式がすんで反って

から、さらに死者を祭つて哭別する儀式を反哭といふ。

三 君氏 公穀二伝は尹氏と書き、周の大臣のことと解している。

四 ゆもぎ摘み ふき摘みの歌 『詩經』（國風召南）の采繁・采蘋二篇。

五 路のべのあし むすぶ水の歌 大雅の行葦・洞酌二篇。

六 まだ王の葬儀が…… 天子（平王）が崩じたのに魯を始め諸侯が会葬を

怠つてゐるのがわかる、という意味。

七 社稷 社は土地の神を、稷は穀物の神を祭る所で、必ず君主の宮殿の近くに設けられ、國家の象徴ともいべき存在であった。

八 わが大君の……ここに積もれる 『詩經』（商頌）の玄鳥篇。

九 「碩人」『詩經』（國風衛風）の部。賦とは左伝中多くは詩の朗詠を指す

が、時として詩作を指し、こころもそれ。

○四年、春、王の二月、莒の人が杞を伐つて牟婁（の邑）を取つた。  
○（二月）戊申、衛の州吁がその君（名は）完を弑した。

○夏、公が宋公と(衛の邑)清で遇われた。

○宋公・陳侯・蔡の人・衛の人が鄭を伐った。

○秋、(わが大夫)翬<sup>スル</sup>が軍をひきい、宋公・陳侯・蔡の人・衛の人と会して鄭を伐った。

○九月、衛の人が州吁を(陳の地)濮<sup>ハク</sup>で殺した。

○冬、十有二月、衛の人が(君として)晉を立てた。

春、衛の州吁が桓公を殺して自立した。おりしもわが公は(元年の)

宿の盟いを温めようがため、宋公に会いに出かけるところであったが、その日にならぬうちに衛の人が来て乱を知らせた。そして夏に公は清で宋公と会わされた。

さきに、宋の殤公が位に即いたとき公子翬<sup>スル</sup>は(父穆公の命で)鄭に出されていたが、鄭の人はおりを見て宋に入れてやりたいと思っていた。そこで、いま衛の州吁は、自立することになつて、鄭に対する衛君古代からの恨みを晴らすことによつて諸侯の人気を取り、そうやって衛の人民を手なずけたいと思つた。そこで使者をやつて宋に申し入れた、「宋君がもし敵を伐つて御身の害を除きたいとおぼしめすならば、どうかお指図をいただきたい。わたくしどもは兵を出して陳・蔡とともにお供いたしたく、これが衛國の望みでございます」

宋はこれを承諾した。そして、このころ陳と蔡は衛に睦<sup>ハモ</sup>まじかったので、宋公・陳侯・蔡の人・衛の人で鄭を伐つことになり、その都の東門に攻めかかつたが、五日でやめ、引き揚げた。

こうしたときわが公は衆仲に問われた、「衛の州吁、あれはどうであろう。うまくやつていくだろうか?」衆仲が答えて申すには、

「徳によって民を手なずけるとは聞いておりますが、乱によつてする

ことは聞いておりませぬ。乱によつたのでは、あたかも糸を一筋にしようとして、かえつてもつらせるようなもの。かの州吁は兵を頼んで酷いことにも平気でござります。兵を頼めば味方が減り、酷いことに平気では親しむ者がありませぬ。味方は減る、親しむ者はないでは、事は成りますまい。兵という物は、火でござります。うまく用いないと自分が焼けます。かの州吁は君をあやめ民をしいたげ、しかも今や善行に努めずに、かえつて兵乱によつて功を求める。きっと災を免れないでしよう」

秋に宋公らはふたたび鄭を伐ち、わが国にも使者が来て軍を請うたが、公はことわられた。公子翬<sup>スル</sup>は軍をひきいて加わろうとしたが公は許されない。しかし強つて願つて出かけた。だから、翬<sup>スル</sup>が軍をひきい、と(本名の名をしで)書いてある。憎んでのことである。諸侯の軍は鄭の歩兵を破り、稻を奪つて引き揚げた。

州吁はいまだに人民を手なずけえない。そこで石厚が(父の)碏<sup>ツク</sup>に君の立場を固める道を訊いた。碏<sup>ツク</sup>は教えて、

「天子に目見えをなさるのがよい」

「どうしたらそれができましよう」

「陳侯が天子のお氣に入りであるし、陳と衛は仲の良いおりでもあるから、もし陳へ挨拶<sup>エイサツ</sup>にいつて頼んでもらつたら、きっとうまくやくだろう」

そこで石厚は州吁に供をして陳へいった。すると碏<sup>ツク</sup>は使者をやつて陳に告げた、

「衛は弱小の国、わたくしは老衰の身。何ともいたしかねるのでござります。この(州吁と石厚)二人の者こそはわが君をあやめた奴らゆえ、どうぞすぐお裁きを」

陳の人は二人を捕え、その処置に立ち会つことを衛に求めたので、

九月、衛は右宰(名は)醜をやつて州吁を檮で殺し、石碏は家宰(名は)犧羊肩をやつて厚を陳の都で殺した。君子が言うには、「石碏は誠に臣のかがみだ。州吁を討つためにわが子を巻きぞえにした。大義(のため)に親を滅すとはこのことであるうよ」

衛の人は公子晉を邢から迎え入れ、十二月、宣公(晋)が即位した。衛の人が晉を立てたと書いてあるのは衆意によるというのである。

## 注

一 公は清で宋公と会われた。経文には「遇」とある。偶然に会うの意。衛の乱のために魯・宋二君の正式会見は中止となり、夏に非公式の会見をしたので、会と言わず遇と書いてある。

二 天子に目見えを…… 天子に正式の朝覲ができるれば州吁は正当の諸侯ということになる。

- 五年、春、公が棠で魚を陳ねしめられた。
- 夏、四月、衛の桓公を葬った。
- 秋、衛の軍が處に入った。
- 九月、仲子の宮廟が成り、初めて六羽(の舞)が獻ぜられた。
- 棠の人・鄭の人が宋を伐った。
- 螟が出た。
- 冬、十有二月辛巳、公子彊(彊)が卒した。
- 宋の人が鄭を伐ち、長葛(か)を圍んだ。

五年、春、公は漁(きょう)を見に棠へゆこうとせられた。すると(と)、晉伯が諫めて申すには、「およそ物ごとは、それが國の大事(祭礼と戰争)について心得を深め

るのに役だつとか、それを材料にしてよい祭器や武具を作ることができるとかいうのでなければ、君たる者は見物に出かけません。君は民を導いて軌と物とにあわせようとします。事を練習させて正しい型にはめるのを軌にあわせると申し、また(物ことに応じて)材料を定め色々形を施した目じるしを設け、それにより人々に物の区別をわきまえさせることを、物にあわせると申します。人々が軌と物とにあわないのを政治の亂れといふのでして、この乱れのつることは國の滅びのもとでござります。

そこで國君は、春には蒐、夏には苗、秋には獵、冬には狩と唱えて狩漁を催し、どれも農閑期に民を集め戰のかけひきを習わせます。そして三年に一度治兵(大演習)をやり終われば都に入つて振旅(凱旋)の式、祖廟に帰つて飲至(報告)の式を行ない、ここで人々の軍功(獲物)を数え上げ、これを機会に物の区別や貴賤の差を明らかにし上下の順や長幼の序を示して、身分に応じた行儀作法をよく覚えさせるのです。

また鳥けだものの中には、肉を俎(膳)に載せて神に供えるに足らず、その皮、歯、骨、羽などを器具の飾りとして神前に用いるに足らぬものがありますから、そのような類を君は射て取らないのが、古くからのおきてでございます。

総して山、林、川、沢などから取れる物や、もろもろの器具の材料とする物は、下僕どもが取り集め官人たちが



兜 舞

処理いたすのでございまして、國君のかかずらう所ではありますまい。

しかし公は、

「わしは國の中を広く見たいのだ」

と言い、「強って出かけて漁を見物せられた。臧僖伯は病氣を申し立てて供をいたさなかつた。この事を、業で魚を陳ねられた、と書いたのは、事が礼をはずれ、かつ所が遠きに過ぎるというのである。

曲次の莊伯が鄭の人・邢の人をひきいて、(本国)翼を伐つた。天王は尹氏・武氏に命じて翼を助けしめられたが、翼侯は敗れて隨へ逃げた。

夏、衛の桓公を葬つた。衛が乱れたため葬式が遅れたのである。

四月、鄭の人おおきが衛の都の郊を侵し(前年の)東門の役あそに返報した。衛

の人は燕の軍をひきいて鄭を伐つた。鄭はこれを防ぎ、祭足 原繁・洩鶩ゆけづるをして三軍をひきいて敵の前方に陣せしめ、曼伯・子元をしてひそかに制の人をひきいて敵の後方に陣せしめた。燕の人は鄭の三軍を警戒して制の人注意しなかつたので、六月、鄭の二公子(曼伯・子元)は制の軍をひきいて攻め、燕の軍を北制で打ち破つた。君子が言

うには、「万が一のことを考えもせず、備えもせずでは、戦はできぬもの」

曲次の莊伯が王に抜き、(またも翼を乱したので)この秋、王は虢公に命じてこれを伐たせ、翼の都に哀侯を立てた。

衛が乱れたとき鄭の人が衛を侵した。それがもとで、この秋、衛の軍が鄭に入つた。

九月、仲子の廟ができ上がり、(その落成式に)萬の舞樂をもよおすことになつた。公がこの舞樂を演ずる羽(鳥の羽を持って舞う樂人)の數を衆仲に問うと、答えて、「天子は八佾を用い、諸侯は六、大夫は四、士は二でござります。舞

樂はもと八種の音おとを調和し八方の樂風を演出するもの。それゆえ八以下の數を用います」

公はこの意見に従われた。ここで、初めて六羽を獻じた、と書いてあるのは、初めて六佾を用いたというのである。

宋の人が鄭の田を取つた。鄭は鄭の君に告げた、

「ぜひ宋に対しても恨みを晴らしなさいませ。わたくしどもがお先手をつとめます」

そこで鄭の人は天子の軍を借りてひきい、鄭の軍と合して宋の都を攻め、その郭(外城)に討ち入つて(前年の)東門の役に返報した。宋は我が國に使者をよこして急を告げた。公は、鄭軍が郭に討ち入つたことをすでに聞き知つて、救う氣でおられたが、使者に、「敵軍は今どこまで?」と問われたのに、

「まだ都には及びませぬ」

と答えたので、公は(宋のかけひきに)腹を立て、やめてしまわれた。そして使者にこういう返答を与えられた。

「宋君からわたくしに、社稷の難は救いあおうぞとの仰せながら、今お使者に訊けば、敵軍はまだ都には及ばぬとのこと、それではわたくしのぜひとも伺わねばならぬ所ではないようで」

冬、十二月辛巳に臧僖伯(公子翫)が亡くなつた。公は、

「おじぎみはわたくしにご不満であったようだが、受けたご恩を忘れはしない」

とて、葬礼の格を一級高くされた。

この冬に宋の人が鄭を伐ち長葛を圍んだのは、さきに鄭に討ち入られた返報である。

注

一 柴で魚を…… 柴はいま山東省魚台縣にあり、むかしは魯君觀魚台の跡  
があつたと伝えられる。

二 曲沃の莊伯が…… 翼は当時の晋の都で、晋の別名にも用い  
られた。曲沃の君は晋侯の臣であるが、強大であった。

三 八佾を用い、諸侯は六…… 佾とは八人一組の舞人の列を言う。ゆえに  
八佾は八列六十四人、六佾は四十八人、四佾は三十二人、二佾は十六人、  
これは劉氏左伝旧注疏證による。異説もある。

四 公は（宋のかけひきに）…… 宋の人は、「敵がすでに外城に迫った」  
と告げると、魯侯は手連れと思って救援せぬであろう、と考え、使者に  
いつわりを答えさせた。

○六年、春、鄭の人が来て、改めて平らいだ。

○夏、五月辛酉、公が齊侯に会し、（齊の地）艾で盟われた。

○秋、七月。

○冬、宋の人が（鄭の邑）長葛を取つた。

春に鄭の人が来て改めて平らいだとは、今までの出方を改め和平し  
た、というのである。

翼（晋）の九宗五正の頃父の子、嘉父が、この春、晋侯を随から迎え  
て鄂に入れた。晋の人はこれを鄭侯とよんだ。

夏に文で盟われたとは、始めて齐と和平したのである。

五月庚申、鄭伯が陳を侵して多くの戦果を收めた。さきに鄭が陳に  
和を請うたことがあるが、陳侯は許さなかつた。そのとき（公弟）五父  
が諫めて、

「仁者に親しみ隣国によくつきあうことは、國の幸（ごん）じがります。どうぞ鄭に和平をお計しなさいませ」

と申したが、侯は

「宋や衛ならば恐るべきだが、鄭などは何もできはせぬ」

と言つて取りあわなかつた。（そのためいま、鄭をしてやられた。）君子が言うには、

「善をなす機を失わず、惡を長ずるなけれとは、それこそ陳の桓公のこととを言うのであるうよ。惡を長じて改めずにいれば、やがてわが身に（災）が降りかかるて来る。そうなつて助かるうと望んでも、どうして助かることができようぞ。商書に『惡のはびこるさまは火の原を焼くがごとし』向い近づくべからず。ましてや打ち消さむはかたし』とあら、また周任のとぼにも『國家を治める者は、悪いと氣のついたことは、あたかも農夫がせつせと草を取り除くように片端から刈り取つて封じ込め、根絶やしにして生えぬようにする。それでこそ善が伸び栄えるのだ』とある」

秋、宋の人が鄭の長葛を取つた。

冬、京師（京都）から使者が来て飢饉を告げた。公は宋・衛・齐・鄭に（周に対する）穀物の移出を請われた。これは礼にかなつた処置である。

この冬、鄭伯が周へゆき、始めて桓王にまみえた。このとき王が礼を怠つたので周の桓公が王に申した、「わが周が（御父君平王の世に）東へ遷つて参りましたおり、最も頼りにしたのは晋と鄭にはかなりません。それゆえ鄭には格別によい扱いをして、しげしげと来るようにもしむけねばなりませんし、そうしてさえ、なかなか来ないのではないかと心配いたすのです。まして（こんど）ようだ）礼を怠るというのでは、鄭はもう參りませんでしょう」

注